

## 川口市ふるさと寄附金事業の推進に関する事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「川口市ふるさと寄附金事業の推進に関する方針(以下「方針」という。)」に基づき、方針1(1)の返礼品等(以下「返礼品等」という。)及び(2)の提供事業者(以下「提供事業者」という。)の取扱い等を定めるものである。

### (提供事業者の登録方法)

第2条 提供事業者として登録するものは、別記様式の申請書兼承諾書を本市へ提出するものとする。

### (提供事業者の登録の要件に係る団体)

第3条 方針2(3)の「市内の産業団体又は経済団体」は、別表のとおりとする。

### (利用券の提供)

第4条 提供事業者は、返礼品等を役務の提供を行うものとする場合、本市と協議のうえ、寄附者が、役務の提供を受ける権利を有することを証するもの(以下「利用券」という。)を発行することができる。

2 提供事業者は、利用券を提供する場合には、方針1(3)に規定するポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)に、利用券を発行することの説明及び利用券のイメージ画像を掲載することとする。

### (利用券を発行するための要件)

第5条 利用券を発行する場合は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 本市内で提供される役務に係るものであること。
- (2) 偽造防止の手段を相当程度に講じたものであること。
- (3) ポータルサイトに掲載したイメージ画像と同じものを発行すること。
- (4) 有効期限は、発行日から1年以内で提供事業者が定めること。
- (5) 役務を提供する期間を指定して提供する場合は、その期間は、発行日から1年以内とすること。
- (6) 利用券のサンプルデータを本市に提供すること。

### (利用券の記載事項)

第6条 利用券を発行する場合は、次の事項の全てを、利用券の券面に明記しなければならない。

- (1) 提供する返礼品等の名称

- (2) 提供事業者の名称
- (3) 提供事業者の連絡先
- (4) 役務を提供する場所
- (5) 発行日
- (6) 有効期限
- (7) 転売及び譲渡は禁止であること
- (8) 換金及び払戻しができないこと。
- (9) 金額の記載があるときに、その金額に満たない役務の提供を受けた場合において、その差額分を返金しないこと。
- (10) その他本市及びポータルサイトが個別に指定した事項

(寄附金額)

第7条 方針4(4)の寄附金額は、返礼品等の価格に25分の100を乗じて得た額を目途として、本市が決定する。

(返礼品等の登録数の上限)

第8条 方針5の返礼品等の登録数の上限は、次の各号に掲げる本市に登録している全ての返礼品等の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 300品未満 50品
- (2) 300品以上400品未満 40品
- (3) 400品以上500品未満 30品
- (4) 500品以上 20品

(返礼品等の取消し)

第9条 方針6(2)の一定期間は、返礼品等の提供の申込みがあった場合は、直近の申込日、返礼品等の提供の申込みがなかった場合は、本市に返礼品等を登録した日から起算して1年間とする。

2 本市が返礼品等の取消しをする場合には、事前に提供事業者に連絡するものとする。

附 則

この要領は、令和4年11月21日から実施する。

## 別表

No.	団体名	郵便番号	住所
1	川口商工会議所	332-8522	川口市本町4-1-8
2	川口市商店街連合会	332-8522	川口市本町4-1-8
3	公益社団法人川口法人会	333-0844	川口市上青木3-12-18
4	公益社団法人西川口法人会	332-0015	川口市川口2-9-18喜栄ビル201
5	一般社団法人川口青色申告会	333-0844	川口市上青木3-12-18
6	公益財団法人川口産業振興公社	333-0844	川口市上青木3-12-18
7	川口市観光物産協会	332-0015	川口市川口1-1-1キュポ・ラ本館棟5階
8	川口緑化産業団体連合会	334-0058	川口市大字安行領家844-2
9	公益財団法人川口緑化センター	334-0058	川口市大字安行領家844-2